

18 議案第22号関係

おいらせ町立学校給食センター条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案		現行	
(設置)		(設置)	
<p>第1条 <u>学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、おいらせ町立学校給食センター(以下「学校給食センター」という。)を設置する。</u></p>		<p>第1条 <u>学校給食法(昭和29年法律第160号)の規定に基づき、町内小、中学校の学校給食のため、学校給食センターを設置する。</u></p>	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
<p>第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	
おいらせ町立学校給食センター	おいらせ町 <u>中平下長根山1番地20</u>	おいらせ町立学校給食センター	おいらせ町 <u>東下谷地11番地41</u>
(管理及び運営)		(管理及び運営)	
<p>第3条 学校給食センターは、おいらせ町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理し、運営する。</p>		<p>第3条 <u>おいらせ町立</u>学校給食センター(以下「<u>給食センター</u>」という。)は、おいらせ町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理し、運営する。</p>	
(職員)		(職員)	
<p>第4条 <u>学校給食センター</u>に、<u>所長その他必要な職員</u>を置く。</p>		<p>第4条 <u>給食センター</u>に、<u>次の職員</u>を置くことができる。</p> <p>(1) <u>所長</u></p> <p>(2) <u>事務職員</u></p> <p>(3) <u>栄養士</u></p> <p>(4) <u>調理員</u></p> <p>(5) <u>その他の職員</u></p>	
		(職務)	
		<p>第5条 <u>所長は、教育長の命を受け、給食センターに属する業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</u></p>	
(運営委員会)		(運営委員会)	
<p>第5条 <u>学校給食センターの運営</u>を適正かつ円滑ならしめるため、おいらせ町立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p>		<p>第6条 <u>給食センターの運営</u>を適正かつ円滑ならしめるため、おいらせ町立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p>	
2 運営委員会の設置及び運営に関し必要な事項		2 運営委員会の設置及び運営に関し必要な事項	

改正案	現行
<p>は、別に条例で定める。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>は、別に条例で定める。 (委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>